

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

証拠説明書

2013(平成25)年7月4日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人ら代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

弁護士 谷 次 郎

甲 号証	標 (原本・写しの別)	目	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲171	原子力発電所耐震設計技術指針追補版 JEAC4601-1991	写し	平成3年 12月20日	社団法人 日本電気 協会電気 技術基準 調査委員 会	動的機器の耐震性評価法の項目を設け、地震時または地震後に動的機能が要求される設備として制御棒駆動機構をあげている事実(199頁から)	
甲172	発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針	写し	H2.8.30	原子力安全委員会	同審査指針が、安全機能を有する機器等を区分し、「原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの」を異常影響緩和系とし(一安全上の区分(二))、安全上の機能別重要度分類において、原子炉の緊急停止機能をクラス-1、MS-1と分類している(第二表)。すなわち新耐震設計審査指針でいう「安全機能の保持」とは原子炉緊急停止機能などの動的機器の地震時機能維持を言うものであるという事実。	
甲173	大間原子力発電所第1号機動的機器の地震時機能維持評価法について	写し	H20.11	電源開発株式会社	耐震設計審査指針改訂以前においても動的機器の地震時機能維持評価は行われていたこと。平成18年9月に改訂された耐震設計審査指針において、動的機器に対する地震時機能維持を確認することが明記されたこと。	
甲174	新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的考え方並びに評価手法及び確認基準について(案)(バックチェックルール)	写し	H18.8.23	原子力安全・保安院	新耐震設計審査指針に基づいて行われるバックチェックで、耐震設計上重要な施設の安全機能の保持の観点、基本的な考え方として打ち出されていること	

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲175	大飯発電所「発電用 原子炉施設に関する 耐震設計審査指針」 の改訂に伴う耐震安 全性評価中間報告書		H20.3	相手方	相手方がバックチェックの報告 において、制御棒挿入性が評 価基準値以下であることを確認 したとしていること。
甲176 の1	2013年6月21日規 制庁交渉の記録CD ロム	原 本	2013 年7月3 日	美浜・大 飯・高浜 原発に反 対する大 阪の会 (美浜の 会)	6月20日の第13回「大飯 発電所3・4号機の現状に関 する評価会合」で、評価書 (案)が出され、その内容に ついて確認するための市民に よる規制庁交渉の記録。
甲176 の2	2013年6月21日規 制庁交渉の記録(文 字起こし) ・制御棒挿入性関係 ・津波関係	原 本	2013 年7月3 日	美浜・大 飯・高浜 原発に反 対する大 阪の会 (美浜の 会)	6月20日の第13回「大飯 発電所3・4号機の現状に関 する評価会合」で、評価書 (案)が出され、その内容に ついて確認するための市民に よる規制庁交渉の記録。全体 はCDロムに記録されている が、そのうち制御棒挿入性と 津波関係を文字起こしたも の。制御棒挿入時間について は関西電力から資料が提出さ れていないため審査していな いこと、基準津波は確定して いないことを確認。
甲177	有識者会合第5回評 価会合議事録(抄)	写	平成25年 5月15日	原子力規 制委員会	名古屋大学の鈴木康弘教授 が、活断層の認定基準にかか る発言の中で、「活断層とは 後期更新世以降に活動したも のというふうに定義されてい るのではなくて、その可能性 が否定できないものというふ うに定められているというこ とを尊重しなくてはいけな い」等、述べていること。

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	写	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲178 の 1	平成25年度原子力規制委員会本会議第7回会合議事録(抄)		平成25年 5月22日	原子力規制委員会	<p>1 原子力規制委員会の小林安全規制管理官が、「特に18年9月の指針の制定時には、実は当初の原案は、後期更新世以降の活動が認められるものを耐震設計上考慮する活断層とすとなっておりました。認められるものとした場合には、いわゆるデータ不足の場合、耐震設計上考慮する活断層がなくなってしまうことでもありますので、この当時の議論として、このようなことがないように、信頼性、説明性の観点から、最終的には後期更新世以降の活動が否定できないものを耐震設計上考慮する活断層とすると改めて制定されてございます。」と、活断層の認定基準の制定経緯を述べていること。</p> <p>2 原子力規制委員会の島崎委員長代理が、活断層の認定基準について、『「耐震設計上考慮する活断層」ということで、「後期更新世以降の活動が否定できないものとする。」という表現になっている。否定できないもの、普通だったら、活動が認められるものだとか、そう書くべきところだと思うのに、わざわざ「否定できないものとする。」という言い方をしている。あるいは、その後の安全審査のときでも、「安全側の判断を行うこと。」というのは繰り返し書かれている。』と述べていること。</p>	

甲 号証	標 (原本・写しの別)	目	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲178 の2	「敦賀発電所敷地内 破砕帯の評価につい て」	写	平成25年 5月15日	原子力規 制委員会 敦賀発電 所敷地内 破砕帯の 調査に関 する有識 者会合	「敦賀発電所2号炉原子炉 建屋直下を通るD-1破砕帯 については、後期更新世以降 の活動が否定できないもので あり、したがって、耐震指針 における「耐震設計上考慮す る活断層」である。」旨判断 できるとしたものである。今 後、新たな知見が得られた場 合、必要があれば、これを見 直すこともあり得るが、その 際には、追加調査等によって “後期更新世以降の活動を否 定する”客観的なデータを揃 えること等が必要である。」 などとし、耐震設計審査指針 等の活断層の認定基準を厳格 に適用したこと。	
甲179	「天正地震」と越 前・若狭	写	2012年3 月1日	外岡慎一 郎	筆者が、フロイスの記載が伝 聞情報であっても信憑性がある 旨学術論文にて言及している こと。	
甲180	福井県における津波 シミュレーション結 果について	写	平成24年 9月3日	福井県危 機対策・ 防災課	福井県は、「東日本大震災を 踏まえ、県内沿岸市町が津波 対策の参考とするための基礎 的資料として、県独自で津波 高や浸水深の計算（津波シ ミュレーション）を行いました 」としてシミュレーション 結果を公表している事実。 同シミュレーションにおい て、大飯原発の立地している おおい町大島付近で最高5. 01mと大きな津波を予測し ている事実。	

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
甲181	関西電力(株)大飯発電 所3号機及び4号機 の現状評価書(案)	平成25 年7月3 日	原子力規 制委員会	原子力規制委員会から福井県 による津波想定における波源 断層が、海底地すべりを想定 している位置に近いため、こ れらの組合せによる影響を考 慮した検討を求め、これを受 けて、相手方は、福井県によ る津波想定における地震によ る津波と海底地すべりによる 津波の組合せについて検討を 実施し、評価地点の一部にお ける最大水位上昇量は、福井 県による津波想定における地 震による津波より大きくなる との評価を示した旨の記載が ある	(案) とある が同日 第13回 原子力 規制委 員会会 議にて 了承済 み。